



公示送達書

令和8年6月1日

地方税法第20条の2および葛城市税条例第18条の規定により
次のとおり公示送達します。

下記の書類は、葛城市役所 新庄庁舎 税務課
に保管してありますから、出所の上受領してください。

葛城市長 阿古 和彦



書類の送達を受けるべき者	氏 名	送達すべき書類を特定 するために必要な情報
	富士工業開発 株式会社	葛税固R8-4

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して、7日を経過した時に、書類の送達があったものとみなされます。